

平成27年塩尻市議会3月定例会

総務環境委員会会議録

○日 時 平成27年3月9日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第22号 平成27年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

議案第23号 平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第27号 平成27年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

議案第28号 平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第33号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費15目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

議案第41号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中 歳入全般、歳出2款総務費、第2条繰越明許費

議案第34号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第37号 平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

請願3月第1号 集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願

○出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	山口	恵子	君	委員	森川	雄三	君
委員	青柳	充茂	君	委員	柴田	博	君
委員	塩原	政治	君	委員	中原	輝明	君
議長	五味	東条	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

請願説明員 長野県平和委員会 小澤 彰一 君

○議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君 事務局次長 青木 隆之 君
庶務係長 小澤 秀美 君

午前9時50分 開会

○委員長 皆差様、おはようございます。時間より少し早いですが全員おそろいですので、総務環境委員会2日目を開会してまいりたいと思います。委員は全員出席しております。それでは、本日の日程について、副委員長より説明させます。

○副委員長 おはようございます。本日の委員会の日程でございますけれども、特に請願につきましては、説明される方が来庁いたします。午後の最初に審査をする予定でございますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。また、委員会終了後、総務環境委員会協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。なお、本日有志によります懇親会を5時45分から五千石で行いたいと思ひます。会費は5,000円でございますので、きょう徴収させていただきますのでよろしくお願ひをしたいと思ひます。あくまでもこれは有志でございます。以上です。

議案第22号 平成27年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○委員長 それでは、議案審査に入ってまいりたいというふうに思ひます。本日は歳入全般についてということで、最初に説明を求めます。

○財政課長 それでは、歳入の説明をさせていただきますので、予算書の14、15ページからお願ひをいたします。それではまず、1款市税中市民税でございますけれども、個人市民税につきましては本年度の決算見込みを踏まえまして、前年度に対し6,150万円の増でございます。また、法人市民税につきましては、製造業を中心にいたしまして、26年度決算見込みも増額傾向にございますために、前年度に対しまして7億9,690万円の増を見込んだものでございます。

2項固定資産税につきましては、土地は地下の下落による減、また家屋につきましては評価がえによる減を見込みまして、全体で前年度に対しまして1億2,900万円の減額を見込んだものでございます。

3項軽自動車税につきましては、四輪の乗用自動車の増加傾向によりまして、前年に対し250万円の増でございます。

一番下の4項市たばこ税につきましては、消費本数の減少に伴います減額を見込みました上に本年度決算見込みも踏まえまして、前年度に対し1,800万円の減額を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。16、17ページでございます。真ん中あたり、市税の8項都市計画税につきましては、固定資産税の減額に伴いまして、前年に対しまして380万円の減額でございます。

次の2款地方譲与税でございますが、ここから20ページの10款の地方交付税までにつきましては、本年度の決算見込みをもとにいたしまして、地方財政計画の増減率等を考慮をいたしましたものでございます。主なものについて説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。18、19ページでございます。真ん中がございます4款配当割交付金でございますけれども、本年度の決算見込み、そしてまた長野県の見込み率を勘案をいたしまして計上をさせていただきました。

このページの一番下に地方消費税交付金につきましては、前年度に比べまして23.3%の増額、1億9,190万円の増を見込んだものでございます。消費税5%のうち1%、これが消費税の引き上げに伴いまして、8%のうち1.7%と税率が引き上げられたわけでありまして、26年度中につきましては引き上げ前の税率、すなわち5%のうちの1%、これによる税率によるものも含まれておりました。27年度につきましては、引き上げ後の税率1.7%分が通年を通して適用されるために、県の収入見込み率により算定をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。10款地方交付税でございます。地方財政計画につきましては、総額で0.8%の減額でございます。普通交付税につきましては、26年度の決算額、また27年度の基準財政収入額を見込む中で、前年度に対しまして4億4,000万円、率で8.7%の減額を見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。12款分担金及び負担金でございますが、2項負担金のうち1目民生費負担金につきましては、3億6,900万円余の減額でございます。これは2節児童福祉費負担金中にごございます保育料を27年度につきましては、その下にありますが13款の使用料中、児童福祉使用料に歳入科目を振りかえたものでございます。保育料につきましては、これまで保育料の徴収規則に定められておりましたけれども、4月から子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、さきに条例で提案させていただきました塩尻市特定教育等の利用者負担額に関する条例、いわゆる条例定めとなりまして公の施設の使用料となるものでございます。金額につきましては、使用料に移行しましたが民生使用料のところをごらんいただきますと2億7,600万円余でございます、前年度よりも9,500万円減額となっております。この減額の中には第2子、第3子減免分の7,400万円余の減額が含まれているものでございます。

また、負担金のほう戻っていただきまして、2節児童福祉費負担金の中、放課後児童クラブ利用者負担金、それと放課後キッズクラブ利用者負担金が新規計上でございます。利用時間につきましては、両方とも平日19時まででございますけれども、キッズクラブにつきましては、昼間家庭に保護者がいる小学校1年生から6年生までの児童対象ということで、月3,000円、51人分を見込んだものでございますし、クラブにつきましては、

2, 000円の305人を見込んだものでございます。クラブというのは放課後児童クラブでございます。申しわけございません。

次のページをお願いいたします。24、25ページでございます。13款使用料及び手数料でございます。この中で、25ページの下のほうでございます7目土木使用料でございますが、3節都市計画使用料の25ページの説明欄の一番下、広丘駅東口駐車場使用料620万円が新規計上でございます。パークアンドライドの駐車場にかかわる使用料ございまして、一般駐車61台分、定期駐車10台分を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。26、27ページでございます。使用料及び手数料ですが、8目教育使用料、120万円余の減額でございます。いろいろございますけれども、特に27ページの保健体育使用料の中で下から2つ目、小坂田公園市民プール使用料がございます。135万円の減額でございますけれども、これまで交付をいたしました回数券の利用による利用が見込まれるというようなことで減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。ここは、特に前年と変更はございません。

30、31ページをお願いいたします。この中で大きな増減は一番下の5目土木手数料でございます。180万円余の減額となっておりますが、これは31ページの説明欄下から4番目、建築確認手数料でございます。180万円余の減額となっておりますが、27年度から県の出先機関であります建築住宅センターが建築確認業務やっております、この業務のエリアを塩尻市まで拡大をするということでございます。したがって、本市が行います確認業務が、その分減となる見込みとなっております。

次のページをお願いいたします。国庫支出金に入っております。1目総務費国庫負担金でございますが、653万円余の増額でございます。説明欄でございますようにマイナンバー制度の導入に伴いまして、中間サーバを利用することに対します10分の10の補助金の新規計上でございます。

また、2目民生費国庫負担金につきましては、2,400万円余の増額でございます。主な増につきましては、社会福祉費負担金ございまして、障害福祉サービス給付費、こういったものの増に伴いまして自立支援給付費負担金、これが1,018万円余の増を初めとしましていずれも増額となったものでございます。ここの社会福祉費負担金の説明欄の下から3番目、自立相談支援事業負担金、それからその下、住宅確保給付費負担金が新規計上でございます。生活困窮者の自立支援法の施行に伴いまして、生活困窮者の包括的な相談を実施をするための自立支援相談事業、これを市の社協に業務委託をしております。また、再就職のために住宅の確保が必要な者に対しまして、就労活動を支えるための家賃補助を給付するものでございます。こうした経費にかかります4分の3の経費でございます。

それから、次のページをお願いいたします。34、35ページ、2項の国庫補助金の1目総務費国庫補助金でございますけれども、前年度よりも3,600万円余の減額となっております。前年度につきましては、ここに庁舎の耐震補強工事にかかります社会資本整備総合交付金6,600万円余ございました。そうしたものの減によるものでございます。ただ新規といたしまして、やはりマイナンバー制度導入にかかります住民基本台帳システム、あるいは地方税システム保守委託料、こういった補助金650万円余の計上ですとか、個人番号カードの発行業務の委任交付金、これが2,345万円余でございます。こうしたものを新規計上したものでございます。

次の2目民生費国庫補助金につきましては、8,100万円余の増額でございます。主なものにつきましては、

1節社会福祉費補助金の中の臨時福祉給付金給付費補助金、これにつきましては、市民税非課税者に対しまして6,000円、その下の子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金につきましては、3,000円を給付をするものでございます。前年度に引き続きの計上と、規模は小さくなりましたけれども計上ということでございます。

それから3節児童福祉費補助金の説明欄にございますが、社会資本整備総合交付金（塩尻地区）1億8,800万円余につきましては、吉田原保育園、吉田児童館分館にかかわります建設事業の交付金でございます。それから、1つ飛んで下でございますが、保育緊急確保事業補助金1,918万円につきましては、子ども・子育て支援制度への移行に伴いまして、地域の子ども・子育て支援事業ですとか、こども広場事業、こういったものを支援するための3分の1の補助金でございます。県につきましても3分の1の補助金がございます。充当といたしましては、子育て支援センター事業等に充当をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。36、37ページでございます。4目農林水産業費国庫補助金につきましては、1億円余の増額でございます。この中で1節農業費補助金で農業農村整備事業補助金9,800万円余が大きな金額となっております。説明欄のところごらんいただきますと計算式のところがございますが、9,067万2,000円ありますけれども、この主なものにつきましては、多面的機能支払交付金ということでございまして、地域ですとか改良区が行います農地や水路の維持活動に対して交付されるものでございます。ここに国50%分の歳入、3,600万円余が計上されております。県が25%の交付金とございますので、この後県支出金のほうにも出てまいります。県や国の歳入が、こちらの一般会計当初予算に計上されることになりましたものですから、農林水産業費が大きな増額となった要因の1つでございます。

それから、5目土木費国庫補助金でございますが、3億1,200万円余の減額でございます。1節道路橋梁費補助金の説明欄でございますが、社会資本整備総合交付金（道路）につきましては、幹線道路整備、あるいは道路施設の長寿命化事業等が対象でございます。ここは2億1,600万円余の減額で1億9,000万円余の計上でございます。同じくその下、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備）につきましては、平沢地区の道路の美装化、排水路の整備等にかかわる交付金でございます。

2節街路事業費補助金でございますが、社会資本整備総合交付金（塩尻地区）につきましては、都市計画道路の広丘東通線、西通線の整備等にかかわるものでございまして、やはりここも減額でございまして6,400万円を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。38、39ページでございます。6目教育費国庫補助金につきましては、9,700万円余の増額でございます。1節小学校費補助金の説明欄の一番下でございますが、学校施設環境改善交付金8,970万円につきましては、洗馬小学校の大規模改修工事にかかわる事業費、また宗賀小の貯水槽の耐震化、あるいは西小の非構造部材の耐震化等の事業にかかわる交付金でございます。

その下の4節社会教育費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金（大門地区センター）1,900万円余を計上をいたしました。建設に向けました実施設計、用地取得にかかわる交付金でございます。

次のページをお願いいたします。40、41ページ、15款県支出金でございますけれども、1項県負担金の1目民生費県負担金につきましては、前年度より4,000万円余の増額となっております。1節社会福祉費負担金の中で、説明欄にございます国民健康保険基盤安定負担金が2,400万円余の増額、また国庫負担金のところで説明申し上げましたように障害福祉サービス給付費等の増額に伴いまして、1つ飛んで障害者自立支援給

付費等負担金、こういったものの増額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。42、43ページでございます。1目総務費県補助金の43ページの説明欄でございます。合併特例交付金（シティプロモーション事業）でございますけれども、合併特例交付金につきましては、このシティプロモーション事業のほかに、これから後で出てまいりますけれども、林業費においてはウッドスタート事業、また教育費においては木曾漆器給食用食器の購入、図書館書庫の整備、また文化会館の改修、合計で前年と同額3,200万円を計上させていただいております。

それから、2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金でございます。説明欄の上から3番目、福祉医療費給付事業補助金につきましては、受給者数1万3,660人を見込みますけれども、27年度から県の補助制度が拡大をいたしまして、入院の小学校3年生までが中学校の卒業まで、それから18歳までの障がい児のいる世帯の所得制限が廃止をされております。この県補助拡大分の支給額につきましては、1,712万円余という状況でございます。ただ全体につきましては、障害者給付費等の減によりまして、補助金自体につきましては230万円余の減額となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。2目民生費県補助金の説明欄の一番下でございますが、多子世帯保育料減免事業費補助金468万円につきましては、第3子以降の保育料を減免をする市町村に対しまして、減免する額の2分の1、上限月額3,000円を補助するというものでございます。

それから下のほう、4目農林水産業費県補助金につきましては、前年に比べて3,900万円余の減額となっております。前年、ここに計上ございました強い農業づくり交付金5,000万円ございましたけれども、これが減額となったものでございます。この中の新規につきましては、説明欄の上から5番目、先ほど国庫補助金のほうでも説明をいたしましたが、多面的機能支払事業補助金でございまして、県負担分の25%をここで計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。46、47ページの5目土木費県補助金の中の1節土木費補助金でございますが、有料道路通行料金負担軽減事業助成金につきましては、12月補正でも説明をさせていただきました。長野県の負担軽減事業のかかわる県の10分の2の補助金でございます。10割分の通行券の2割を県が負担をすることとしておりまして、これがこの軽減事業助成金ということで160万円余でございます。また利用者につきましては5割の金額で購入をしてもらうということで、これが後ほど雑入に出てまいります、402万円を計上するものでございます。

それから、次のページをお願いいたします。48、49ページでございます。3項委託金の中の1目総務費委託金につきましては、説明欄にございますように県議会議員選挙、それから国勢調査の委託金等を計上をいたしております。

16款財産収入でございます。1目の財産貸付収入1,189万円余の増額となっておりますけれども、これにつきましては、説明欄49ページの一番下、信州Fパワープロジェクト用地貸付料、これが1,761万円の増額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。50、51ページでございます。下のほうであります、17款寄付金につきましては、前年度より2,740万円の増額でございます。説明欄にございますが、総務費寄付金につきましては、ふるさと寄附金が520万円、それから上西条の消防の詰所の建設寄附金が600万円を計上させていた

だいております。また、民生費寄付金につきましては、大門三番町と四番町の介護予防拠点施設の建設にかかわる地元負担金1,660万円、これが主な内容となっています。

次のページをお願いいたします。18款繰入金の中の2項基金繰入金でございます。総額1億9,380万円でございます。2億5,980万円の増額となっております。内訳につきましては、説明欄ございますが、財政調整基金繰入金、前年に比べまして1億円減の4億5,000万円。教育文化施設整備基金繰入金につきましては、5,000万円増の1億5,000万円。道路施設整備基金繰入金につきましては、1億円減の1,000万円、減債基金繰入金につきましては、市民公募債の一括償還に充てるために2億円増の3億円。福祉基金繰入金につきましては、7,000万円の同額、また、1つ飛んで土地開発基金繰入金につきましては、土地開発公社への公共用地取得貸付金に充てるため、2億1,000万円を繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。54、55ページでございます。20款諸収入の中の3項貸付金元利収入、この中の勤労者福祉資金融資預託金元利収入につきましては、前年度に比べまして2,000万円の減額でございます。また、中小企業融資あっせん資金預託金元利収入につきましては、500万円の減額でございますが、いずれも実態に即した融資枠に影響のない範囲で減額をさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。5目、ここからは雑入に入ります。雑入につきましては前年度に比べまして、3,135万円余の増額となっております。いろいろ内容ございますけれども主な増につきましては、61ページのところ説明欄の一番下でございますが、農林水産業費雑入の維持管理適正化事業交付金、ここが1,300万円余の増額となっております。これにつきましては、土地改良施設の更新事業、例えば東山の揚水機場ですとか、青木沢の中継機場、こういった施設の更新事業でございまして事業費の30%、これを5年間均等に拠出をいたしまして、土地改良事業団体連合会に積み立てをいたします。そして事業をするときにこの拠出金の30%と国、県それぞれ30%ずつが土地改良事業団体連合会から交付をされると、こういう仕組みになっているものでございます。

続いて63ページのところをごらんいただきます。62、63ページ、やはり雑入でございます。8節消防費雑入がございますが、説明欄の消防団員退職報償金、こども2,580万円余の増額となっております。消防基金からの歳入でございますけれども、27年度につきましては、分団長、部長の一斉改選の年でございまして、その増額ということ、またなおかつ、報償金の支給条例の改正によりまして増額となったものでございます。その消防団退職報償金の1つ上、有料道路通行券売却代につきましては、先ほど県の負担金のところで説明申し上げたものでございます。

飛んでいただきまして66、67ページをお願いいたします。21款市債でございます。1目総務債につきましては、9億6,700万円余の大きな減額でございますが、庁舎の大規模改修の完了によります合併特例事業債約6億円の減額、あるいは基金造成のための合併特例債の減が大きなものでございます。

その下、民生債、これも1億1,500万円余の減額でございます。ふれあいセンター広丘建設工事は完了いたしましたけれども、27年度につきましては吉田原保育園等の建設にかかわる合併特例債を計上をいたしております。

その下、衛生債につきましては、衛生センターの中央監視装置の改修、それから斎場の火葬炉の取りかえにかかわる特例債を充当いたします。

4目の農林水産業債につきましては、地域活性化事業債、公共事業等債におきまして、農道などといった改修工事費の起債を計上するものでございます。

このページの一番下、道路橋梁債につきましては、やはり公共事業等債といたしまして、幹線道路整備、歩道整備、道路施設の長寿命化事業にかかわるもの、また過疎債といたしまして、平沢地区の街なみ環境整備にかかわる事業を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。68、69ページ、続いた2節の都市計画債につきましては、広丘東通線、西通線といった都市計画街路整備、あるいは中心市街地のまちなみ環境整備にかかわる市債でございます。

7目消防債につきましては、上西条、それから太田地区の消防詰所の建てかえにかかわる起債を計上いたしました。

最後の教育債、小学校債につきましては、学校教育施設等整備事業債で洗馬小学校の大規模改修工事を実施するものでございます。次のページをお願いいたします。

3節社会教育債の中の合併特例事業債（文化会館）につきましては舞台照明設備の改修、また地域活性化事業債（総合文化センター）につきましては、エレベーターの改修にかかわるものでございます。

最後の臨時財政対策債につきましては、地方財政計画に基づきまして前年度より1億4,000万円余減額の11億7,500万円余を計上するものでございます。歳入は以上でございます。

戻っていただきまして7ページをお願いいたします。7ページ、第2表債務負担行為でございますけれども、土地開発公社の借入れに対する債務保証のほか、合併処理浄化槽排水設備の資金融資に対する損失補償、また指定管理につきましては、塩尻情報プラザとインキュベーションプラザにかかわるものでございます。今泉南テクノヒルズ基盤整備事業につきましては、産業団地にかかわります土地開発公社への用地費の支払いにつきまして、前年度、34年度までの債務負担行為を設定してございましたけれども、それを37年度までに延長するものでございます。

次のページをお願いいたします。8、9ページ、第3表地方債につきましては、先ほど起債のところの説明を申し上げましたそれぞれの起債の目的、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、委員の皆さんから質問ありましたらお願いします。

○**柴田博委員** 23ページの真ん中あたりの放課後児童クラブ利用者負担金とその下のキッズクラブ利用者負担金ですけれども、説明の中で放課後児童クラブのほうは305人、キッズクラブのほうは51人という説明だったんですけども、放課後児童クラブのほうは今年度までの利用者は、もっとずっと多いんじゃないかと思うんですが、このくらい的人数しか有料化した場合には、登録しないだろうということなんではないでしょうか。そこら辺ことがもしわかれば。

○**財政課長** キッズクラブを新たに導入する際に保護者に対してアンケートをさせていただくってことは、説明をさせていただきました。そのアンケートの中で利用見込みが出ておりまして、それに基づいた利用者数を計上したということでございます。

○**柴田博委員** ちなみに今年度の放課後児童クラブの利用者数、もしわかればいいですけど、と比べたらどれくらいの数になるのか、ちょっと知りたいんですけど。

○**財政課長** 手元に資料ございませんので、調べて後ほど答弁させていただきます。

○**柴田博委員** お願いします。

○**委員長** ほかにございませんか。

○**柴田博委員** 27ページの一番上の雇用促進住宅使用料の関係ですが、雇用促進住宅が市営になったときと比べるとあいている部屋が非常に多くなっているというふうに思いますし、見ているわけですが、この金額というのはどれくらいの利用率と言いますか、入居率と言いますか、で見てるのか、もしわかったらお願いします。

○**財政課長** 担当係長をお願いします。

○**財政係長** 入居率70%で見込んでいるものでございます。

○**柴田博委員** 70%というと何戸分になるんですか。

○**財政係長** 戸数まではわからないので、ちょっと後ほど報告をさせていただきます。70%で収納率96%。ちょっと戸数は、じゃあ後ほど。

○**委員長** ほかにございますか。

○**森川雄三委員** ワイン債がね、今年度最後、お支払いを、償還をするということなんですけれども、新たにシティブロモーションも今年度からやるというようなことからして、塩尻市をしっかりと売り出すというようなことから考えると、もう一度こんなような感じのね、公債を発行したらいかがなものかと思えますけど、その点はどんなもんですか。

○**財政課長** ワイン債につきましては、市民交流センターの建設の際に発行をさせていただきました。ワイン債の考え方といたしましては、財源の調達もそうですけれども、市民の皆さんが財政運営に参画をしていただくというものが大きな目的でございます。したがって、今後、そういった意味で参画していただくための事業、シンボリックな事業が出てまいりますれば、市民公募債の発行について検討をしていきたいというふうに考えております。

○**森川雄三委員** 余裕がありゃあね、これはやっぱり私は塩尻市を売り出すためにはね、ワイン債であるとか、漆器債であるとかね、いろいろいいんじゃないか。そんなようなの出してどんどんと、少し宣伝をしていくということは別に市内に限らず、また検討してみてください。

それとね、ちょっとこれ細かいやつだが、どこだっけな。パーセンテージが合併債の関係でね。合併特例債で、あれは95%だよ。100%って書いてあるところがあつたが、これは間違いかい、どっか。いわゆる10分の10という。100分の100か。100分の95じゃなくて、どっかへ行っちゃつたな。プリントミスか、そんなことはないよ。それじゃ、95じゃなくて、100っていうのもあるの、過疎債じゃなくて、合併。ここにある、どっか見てみ。ちょっと調べて。なかったつけ。ちょっといい、もう1回、それじゃ、後で。もう一度調べてから。

○**柴田博委員** 33ページの一番下のほうの生活保護費の国庫負担金ですけど、そこに計算式が書いてあつて3億5,000万円余というふうになってるんですが、41ページの県の方を見ると600万円の4分の1というふうになってるんですけど、県はこれくらいしか負担してないということなんですか。

○**財政課長** 41ページの県の負担金につきましては、市が支弁した保護費に対しての4分の1でございまして、国が4分の3ということでございます。県は4分の1ということなんです。

○柴田博委員 国は4分の3負担して、残りの4分の1のうちの4分の1を県が負担する、そういうことでいい。

○財政課長 そういうことです。

○柴田博委員 そういうこと。じゃ、いいです。

○森川雄三委員 わかった。過疎債でいいけど、それじゃ、100%だが、67ページ。要するに雨量計のやつさ。288万円の100%なら288万円じゃないの、こっちは。280万円じゃん。

○財政課長 起債の借り入れの単位につきましては、10万円単位ということで統一をさせて、今まで運用してきました。

○森川雄三委員 そういうことか。なるほど。それだで、これでいいわけか。

○財政課長 はい、これで結構です。

○森川雄三委員 それは、申しわけない。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 35ページの臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金についてですが、今年度の事業でも対象者に対して100%ではなかったような気がします。それで期間も延長して対応していただいたと思いますが、この計算式の対象をどのように見込んでいるのか、期間もどのような見込みかわかればお聞きしたいと思います。

○財政課長 まず臨時福祉給付金でございますが、対象者は1万865人、それから子育て世帯臨時特例給付金でございますが9,355人を見込んでおります。いずれにいたしましても支給開始につきましては、10月というようなことでございます。把握の時期につきましては、臨時福祉給付金が27年1月1日現在の基準日、子育て世帯が5月31日ということでございます。今年度もそうございましたように、申請がなかなかない場合につきましては、その状況を見ながらまた期間の延長、こういったものを検討してまいりたいというふうに考えています。

○委員長 いいですか。ほかにはございますか。

○議長 50ページの寄付金ですが、随分ことしふえてるんだけど、具体的にこんだけふえること、どういう計画でふやしているのか。

○財政課長 寄付金でございます。

○議長 はい。

○財政課長 2,740万円の増額でございます。前年度の40万円につきましては、民生費の寄付金で、いわゆるこれは目出しでございました。27年度につきましては、ここで具体的な寄附金が出てまいりまして、先ほど申し上げましたように、総務費寄付金につきましては、ふるさと寄附金の拡充事業もございまして520万円、あるいは上西条の消防の詰所の建設の寄附金が具体的になってきております。また、民生費の寄付金につきましては、従来どおりの目出しの40万円のほかに、大門三、四番町の介護予防拠点施設の地元寄附金1,600万円余が計上されているという内容でございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようでございますので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

○柴田博委員 全体的に見て反対するものではありませんが、歳出の中の監査委員費のところですけども、やはり今までせっかく専任の事務局長を配置してきちっとやってきたのを、またもとに戻すというのはどうかというふうに思っています。そういう意味で予算上はこれで決まっちゃうのかもしれませんが、できたら専任の事務局を配置していくように検討していただきたいということを申し上げたいと思います。以上。

○委員長 ほかにはございますか。

ないようですので、議案第22号平成27年度塩尻市一般会計予算中、歳入全般、歳出は当委員会に付託された部分について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○財政課長 先ほど柴田委員さんから御質問ございました放課後児童クラブの26年度の登録者数でございますが、603人ということでございます。

○柴田博委員 半分になるのか。

○財政課長 そうですね、305人。はい、そういうことです。

○委員長 さっきのあの戸数だけは、まだわからんかな。それじゃ、後わかった時点で。それでは、次に進みます。

それでは、10分間休憩をいたします。11時ちょうどに始めます。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○財政課長 恐れ入ります、先ほど一般会計の歳入で、柴田委員さんから御質問のございました雇用促進住宅の入居状況でございますけれども、定員80人のところ現在53人ということでございまして66%でございます。歳入につきましては、この66%を入居率70%で見させていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、よろしいですね。次、進みます。

議案第23号 平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 議案第23号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第23号平成27年度の国保事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。予算書の361ページをごらんください。平成27年度の国保事業特別会計予算の総額につきましては、第1条にございますけれども、83億1,354万6,000円でございます。前年度対比では8億8,874万6,000円、12%の増となっております。増額の主な理由ですけども、歳入歳出ともに7款にございます

けれども共同事業がございます。そのうちの保険財政共同安定化事業の対象医療費が拡大されることによりまして、9億円余り増額になりまして予算規模がふえております。

それでは、歳出から説明をさせていただきますので、381、382ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目の一般管理費ですけれども、説明欄の2つ目の白丸、国保事務諸経費の中の主なものにつきましては、下から6つ目の黒ポツの電算化共同処理事業委託料274万円とその2つ下の黒ポツ、レセプト点検業務委託料244万円余で、いずれも長野県国保連合会へ委託するものでございます。

次、2目の連合会負担金については、県国保連合会への負担金でございます。

2項1目の賦課徴収費では、備考欄2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費がございますけれども、主なものにつきましては、次のページになります。次のページの上から5つ目と6つ目にありますけれども、税情報等システム改修委託料と税情報等システム使用料が主なものでございます。

次、2款1項の療養諸費でございますけれども、こちらは一般被保険者分と退職被保険者分に分れまして、さらにそれぞれ療養給付費と療養費に分れております4つの目となっております。1目の一般被保険者療養給付費につきましては40億9,870万円、前年度対比で2.2%の増。2目の退職被保険者等療養給付費につきましては3億6,160万円、15.9%の減。次に3目の一般被保険者療養費5,050万円、0.8%の減。次のページになりますけれども、4目退職被保険者等療養費は500万円、2%の増をそれぞれ見込んでいるものでございます。これらにつきましては、今年度の給付実績見込みをもとに見込んでおります。

次、2項の高額療養費につきましては、1カ月の窓口負担金とその世帯の所得状況に応じまして、限度額を超えた場合に支払っているものでございますけれども、1目の一般被保険者分が5億3,050万円、2目の退職被保険者分は6,200万円をそれぞれ見込んでおります。3目と4目の高額医療・高額介護合算療養費は、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に支払うもので、3目の一般被保険者分、4目の退職被保険者分ともに前年度と同額としているところであります。

次のページをお願いいたします。4項1目の出産育児一時金は前年度と同額で95件分、3,990万円を計上しております。

3款1項1目の後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の医療費約40%を74歳以下の被保険者の保険税から支援するもので、9億4,600万円余を計上しております。

次のページをお願いいたします。このページの一番下になりますけれども、6款1項1目の介護納付金、これにつきましては、40歳から64歳までの被保険者の保険税から介護給付費の約30%を負担するもので、3億4,800万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。7款1項1目の高額医療費拠出金、これにつきましては、県の国保連合会が事業主体となりまして、保険者である市町村からの拠出金により県単位で財政調整を行っている制度であります。説明欄の1つ目の黒ポツの高額医療費拠出金につきましては、1件当たり80万円を超える医療費を対象に、2つ目の黒ポツの保険財政共同安定化事業拠出金は、80万円までの医療費を対象にそれぞれ拠出を行っております。合わせて17億760万円ということでございます。この保険財政共同安定化事業につきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、平成26年度までは対象医療費が30万円を超え80万円までという対象でしたが、27年度からは80万円までの全ての医療費が対象となるために、9億4,700万円ほど増額とな

っているものでございます。

○健康づくり課長 8款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費ですけれども、特定健診とその結果に基づく特定保健指導によりまして生活習慣病の発症予防、それから重症化予防を図ろうとするもので、主なものは下から3つ目の黒ポツ、特定健康診査委託料でございますが、健康づくり事業団に委託をして行うものでございます。

○市民課長 それでは、引き続きまして私のほうから次の393、394ページをお願いいたします。2目の疾病予防費ですけれども、人間ドック等補助金として1,110万円でございます。

では、次のページをお願いいたします。11款1項の償還金及び還付加算金につきましては、所得構成などによります保険税の過年度の還付分として計上をしております。歳出の説明は以上になります。

続いて歳入の説明をいたしますので、369、370ページにお戻りをいただきたいと思います。1款の国民健康保険税につきましては、一般、退職合せまして15億8,910万円で、前年度対比では310万円、0.2%の増ということで計上をしております。

そのページ下の3款1項1目療養給付費等負担金でございますけれども、これは国が32%相当を負担するもので、1つ目の黒ポツ、一般被保険者の療養給付費に対しまして8億2,500万円余、後期高齢者支援金に対しまして2億7,900万円余、介護納付金に対しまして1億1,100万円余を、それぞれ予定をしております。

次のページをお願いいたします。2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国が拠出金の4分の1を負担するもので4,670万円、それから3目の特定健康診査等負担金は、3分の1を負担するもので1,048万円余がそれぞれ交付される予定となっております。

2項1目の財政調整交付金ですけれども、1つ目黒ポツ、普通調整交付金は、一般被保険者の医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして2億7,800万円余。次の黒ポツ、特別調整交付金につきましては、被保険者の年齢構成や所得水準など、保険者の責任によらない特殊事情により交付されるもので6,900万円を予定しております。

4款1項目の療養給付費等交付金、これは退職被保険者等の療養給付費に対して、被用者保険側から支払われるもので、4億6,360万円の交付を予定しております。

次のページをお願いいたします。5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に応じまして交付されるもので、18億9,900万円を見込んでおります。

次、6款の県支出金ですけれども、先ほど国庫支出金のところでも御説明しましたように、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金がそれぞれ県から支出されるものでございます。

7款1項1目の共同事業交付金、これは歳出の共同事業拠出金のところでも御説明いたしました国保連合会が事業主体となり、県単位で財政調整を行っているものでございます。高額医療費共同事業で1億7,700万円、保険財政共同安定化事業で15億5,000万円が、それぞれ交付される予定となっております。

それでは、次のページをお願いいたします。9款1項1目の一般会計繰入金、このうち1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金までにつきましては、それぞれルールにつきまして一般会計から繰り入れているものでございます。また、6節のその他一般会計繰入金につきましては、そこに内訳はございませんけれども、内訳としましては、特定健康診査等の保険事業費の繰入金が4,431万8,000円、それから財

政支援の繰入金が6,750万円として計上しております。財政支援繰入金につきましては、平成25年、26年度につきましては、それぞれ1億3,500万円ずつ繰り入れをしていただいておりますけれども、国の医療保険制度改革によりまして、国保への財政支援の拡充ということで、新たに平成27年度から保険者支援制度を拡充するというので、全国の市町村国保に1,700億円の公費が投入されるということが決定されたことを受けまして、6,750万円というところで計上させていただいているところでございます。ただ、この投入される1,700億円の市町村ごとの明細につきましては、予算編成の時期に具体的数値が示されておりましたので、その次の基金繰入金6,750万円を計上しまして、予算を調整してあるところでございます。特別会計の説明は以上になります。

○**委員長** それでは、委員の皆さんから質問ありましたら、お願いします。

○**柴田博委員** 歳入のところで、最後の説明のあったところなんですけれども、一般会計からの繰り入れというのは、そうすると結局27年度については幾らになるわけでしょうか。

○**市民課長** 財政支援分として入れていただくのは、先ほど申しました6,750万円を当初予算としては計上しております。ただ、先ほども話しました国の保険者支援制度の拡充ということになりますと、375、376ページにあります2節の保険者支援分、これが具体的数値が固まりますと増額になるという予定になっております。以上です。

○**柴田博委員** もうちょっとわかりやすくお願いします。

○**市民課長** 国で1,700億円新たに投入するという数字ですけれども、25年度決算の全国の市町村の赤字補填分で一般会計から繰り入れている分が3,500億円と言われております。1,700億円となりますと約半額が投入されるということになりますので、一般会計からの保険者支援分の繰り入れがその程度ふえるであろうということでございます。そんな中で、当初予算では財政支援分の一般会計の繰入金を6,750万円で計上しております。ただ、2節の保険者支援分のほうにつきましては、その金額を見込んでございません、当初予算では、ですので、今後1,700億円の市町村ごとの配分金が確定した時点で、こちらのほうを増額補正させていただいて、実際に6,750万円に追いつくかどうかちょっとわかりませんが、そちらのほうに振りかわっていくようなイメージで持っております。

○**柴田博委員** 前に計画した5年間の計画の中で、毎年とりあえず26から28年か、については、国保税率を上げることによって半分負担して、一般会計から繰り入れることによって半分負担して、不足を予定する額の半分ずつそれぞれ負担するということがあったというふうに思うんですが、その額は、27年度分については当初の計画の中では幾らだったんですか。

○**市民課長** 25、26、27の3年間で前期の財政運営期間としてやっております、その中では毎年1億3,500万円ずつという予定ではございました。先ほども言いましたが、国の保険者支援制度の拡充で、今までやっていた財政支援のほうの金額を出さなくてもですね、保険者支援分として一般会計から繰り出すことになるものから、6節から2節のほうに振りかわる予定でおります。ただ先ほども言いましたように当初予算編成の段階では、2節の金額が幾らふえるかまだ確定しておりませんでしたので、その分については当初予算には見込んでございません。

○**柴田博委員** 国が1,700億円の中から一定の額を入れてくれるというのは、それはそれでいいことだと思

うんですが、それとは別に税率アップの分については、それで27年度の分も税率アップした額で徴収するわけですね。そうすると一般会計からも予定どおり1億3,000万円を出してもらって、その上になおかつ国から支援分があるなら、それを全体の額に加えるということが筋じゃないかと思うんですけど、そうはしないわけですか。

○市民課長 2節の保険者支援分につきましては、全額国から来てるわけではございませんで、一般会計のほうですね、歳入の33ページになりますけれども。33ページの2目の民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の上から3つ目の黒ポツに国民健康保険基盤安定負担金というのがございます。これが保険者支援分として一般会計から繰り出している金額の2分の1を国が負担してくれるということでございます。ですので、全額国が見てくれるというわけではなくて、一般会計からもその分繰り出しをしているものですから、そちらのほうがあれば財政支援分として、繰り入れているほうは減らしてもいいんじゃないかという考え方でやっております。

○柴田博委員 わかんないけど、ちょっともう1回考える。1:17

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 392ページ、高額医療費の関係ですけれども、27年度から対象者が30万円以内の方も対象者が拡大されるということで、先ほど説明お聞きしましたけれども、26年度の数どのくらい、30万円までの方の医療費のかかっていた人数がもしわかりましたら。

○市民課長 具体的な人数についてはですね、今ちょっとわかりません。ただこの金額の算出の仕方につきましては、過去3年分、27年度の予算でいきますと、25、24、23年と確定している3年分の医療費の総額が、全県の中の医療費の総額に対して、塩尻市が幾ら医療費があったかという割合で算出をされております。とういうことで、ちょっとそれに対象になっている人数については、今は正確にはわかりません。

○山口恵子委員 そうしますと、過去の医療費を見て、27年度は対象者がふえた分も含めた上での算出で、この予算額という理解でよろしいですか。

○市民課長 医療費につきましては、30万円以上にかかわらず1円の方から国保連合会にデータがございまして、そのデータを使いまして、先ほどいった過去の3年間分の1円から80万円までの医療費を算出して、この拠出金が計算されるということになります。以上です。

○山口恵子委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 372ページの真ん中よりちょっと下の社会保障・税番号制度システム整備補助金ですが、これはマイナンバーの関係だと思いますが、国保事業に関しては、どん形でかかわってくることになるのでしょうか。

○市民課長 賦課徴収の分でシステムを使っておりますので、その改修分として補助金を受けるものでございます。

○柴田博委員 マイナンバーを使うことによって、どういう形で番号を利用するようになるわけ。

○市民課長 今度ですね、個人を特定するために給付との場合に個人番号を使うということが想定をされております。

○柴田博委員 今までは名前なりでやっていたやつを、その番号で全部やるようになるということなんですか。

○市民課長 今ですね、国保独自の番号ございますけれども、今後はマイナンバーのほうに移行していくんで

あろうと思いますけれども、当面は並行して使うような形になるかと思えます。

○柴田博委員 はい、いいです。

○委員長 ほかにございますか。

ちょっと聞きたいんですが、28年からまた国保税値上げするみたいな予定になってるよね、当初の5年計画、さっき柴田委員から言われた。国からの補助金というか、そういうのが少しふえたりして、1年間やってみなきゃわからないんだけど、なからこのとおり、予定どおりいくとしても上げざるを得ないということでしょうか。

○市民課長 今の時点ではちょっと何とも申し上げられないんですが、先ほども言いましたように27年度から国のほうで国保の基盤強化ということで1,700億円の公費を投入すると。さらに都道府県化になる30年度の前の年、29年度には3,400億円を投入するというふうに今のところ言っております。となりますと、さっきも言いましたように3,500億円の全国の市町村国保の赤字分のほとんどが、国の方で補填されるということになるものですから、それが具体的な数字がわかればですね、じゃあ、その分で医療費の見込みからどのくらい歳入が不足するかっていうのも計算できるんですけども、今のところは、総体の金額しか情報がないものですから何ともわかりません。あと9月の決算と補正予算をお願いしましたが、25年度決算が予定より大分好決算で済みましたので、その財政計画を立てたときに予定になかった1億4,000万円を基金に積み増すことができしております。ですので、その基金の活用とあとは国の財政支援の状況を見ながら、28年、29年の財政運営はまた試算してみないと、今のところは上げなきゃいけないのか、上げなくてもいいのかっていうことは、何とも申し上げられない状況です。以上です。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第23号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第27号 平成27年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計予算

○委員長 議案第27号平成27年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、予算書468ページをお願いをいたします。塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計予算でございますけれども、第1条のところで歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,330万6,000円と定めるもので、前年度比215万5,000円、16.2%の増でございます。榎川診療所につきましては、本年度から医療法人社団敬仁会による指定管理が始まっております、27年度は2年目となります。

では、歳出から御説明をいたします。476、477ページをお願いをいたします。1款総務費1項1目一般

管理費ですけれども、説明欄1つ目の黒ポツ、営繕修繕料につきましては、医師住宅の軒天の修繕に係る費用でございます。それから3つ目の黒ポツ、指定管理料300万円につきましては、医療法人社団敬仁会に支払うもので、本年度と同額でございます。指定管理になって主に変わった点と申しますと、送迎サービスが始まったことが大きな変更点でございます。

それから3款公債費の元金と利息ですけれども、それぞれお示しした金額でございますが、合せて624万円余でございます。元金が増額となっておりますのは、23年度の過疎債の元金償還が始まったことによるものでございます。

では、歳入のほうを申し上げます。474、475ページをお願いいたします。2款繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金でございますけれども、本年度比216万円ほどの増額となっております。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を打切り、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第27号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第27号平成27年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第28号 平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 議案第28号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第28号について説明をさせていただきます。予算書の480ページをお願いいたします。平成27年度の後期高齢者医療事業特別会計の予算総額につきましては、6億5,847万9,000円で、前年度対比では1,856万6,000円、2.7%の減でございます。

それでは、歳出から説明をいたしますので492、493ページをお願いいたします。1款の総務費でございますけれども、こちらは嘱託員の人件費などの1目の一般管理費とシステム使用料など2目の徴収費となっております。

2款1項1目の広域連合納付金につきましては、徴収します保険料等納付金が5億2,352万円、また一般会計から繰り入れます保険基盤安定（保険料軽減）納付金1億2,210万円、それぞれを広域連合へ納付するものでございます。

それでは、歳入になります。486、487ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料につきましては5億850万円で、前年度対比で3,100万円、5.7%の減でございますが、広域連合の試算によるものでございます。

3款の国庫支出金につきましては、システム改修にかかわる補助金ということでございます。

次のページをお願いいたします。4款1項2目の保険基盤安定繰入金でございますけれども、これは保険料の

軽減分を一般会計から繰り入れるもので、先ほど説明したとおり全額を広域連合へ納付するものでございます。説明は以上です。

○**委員長** 委員の皆さんから御意見ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を打ち切り、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第28号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第28号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第33号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費15目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

○**総務部長** これからお願いいたします議案第33号につきまして、一言私のほうからおわびを申し上げます。先週補正予算の第7号、議案41号を追加する際に副市長からもですね、議場におきましておわびの言葉を申し上げました。担当部長といたしまして、議員の皆様には御迷惑をおかけいたしました。本当に申しわけございません。議案第33号正誤表の内訳にございますとおり、財産の貸付の中で旧柿沢苗圃の貸付料、プラスとマイナスとですね、原価のデータをそのまま精査することなくちょっと計上してしましまして、議案送付したあとにですね、誤りに気づきまして正誤表という形をとらせていただきました。当然にですね、予算にかかわるもの、金額にかかわるものでございますので、訂正があつてはならないわけなんですけれども、こういった自体に陥りまして、担当部長としておわび申し上げます。なお、続いて議案の第41号でお願いしました補正予算も追加ですね、予定させていただいたところでもございましたので、予算総額を変えずに基金の繰入金のほうで調整をさせていただきましたので、あわせてよろしくお願いいたします。以上です。

○**委員長** 今後気をつけていただきたいと思います。

それでは、議案第33号平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** 議案第6号、最初に歳出、25、26ページをお願いしたいと思います。歳出全般にかかわりまして、私のほうから各課に共通してあります一般職員給料の補正について説明をさせていただきます。さきの条例改正の中でも御説明申し上げましたが、本年1月の昇給月に行った1号俸抑制措置の分を1月にさかのぼって適用しなくなったため、差額の1号俸分掛けるこの3カ月分を計上したものでございます。一般会計で総額164万7,000円になります。なお1人につき月に600円から2,000円の差額支給となります。各課の冒頭にあります職員給与費の増額分は、これに相当するものでありますので、それぞれ担当課からの説明は省略させていただきます。以上です。

○**議会事務局次長** それでは、1款議会費について御説明をいたします。26ページの一番上、白丸の2つ目、

議会活動費164万円の減でございますが、これにつきましては、議員の費用弁償でございます、特別委員会等の行政視察が実施されなかったために減額をしたものでございます。以上でございます。

○人事課長 続きまして、3つ目の白丸、職員給与費の2つ目の黒ポツ、一般職手当1億4,121万円余の増額ですが、これにつきましては、今年度の退職職員のうち、当初予算に計上してありました定年退職者11名を除く、早期退職者5名分と普通退職者4名分の退職手当でございます。以上です。

○安全・施設整備担当部長 その下の一般管理事務諸経費でございますが、印刷機等の使用料ということで70万6,000円の減額でございます。これは、入札結果に伴いまして確定したものでございます。よろしく願います。以上です。

○財政課長 続きまして、5目財産管理費、基金積立金と土地開発基金繰出金でございます。各基金の利子の積み立てにつきましては、利子の確定見込みにより増額補正をするものでございますし、元金積立金で増額となっておりますのは、寄附金を積み立てるものでございます。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして、13目防災防犯費、工事請負費の防災施設・設備等整備事業、黒ポツ、デジタル移動系防災行政無線整備工事でございますが、これにつきましては、入札によります契約額の確定に伴い2億8,093万9,000円を減額するものです。以上です。

○税務課長 続きまして、27、28ページをお願いします。2項徴税費2目賦課徴収費でございますけれども、賦課事務諸経費、パンチオペレート業務委託料並びにその下、固定資産評価替等対応事業の評価替等対応事業委託料でございますが、ともに事業確定に伴う減額でございます。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 同じページの4項選挙費になりますけれども、3目の県知事選挙費ですが、減額になっておりますけれども、8月10日執行された県知事選挙費の確定に伴う減額をさせていただきました。次のページ、29、30ページですが、5目市長選挙費、これも9月21日の執行の市長選挙費の確定に伴う減額をさせていただきました。以上です。

○市民課長 それでは、次のページの31、32ページをお願いいたします。8目の国民健康保険総務費、それから次のページ、9目の後期高齢者医療運営費でございますけれども、それぞれ特別会計への繰出金を増額でお願いしてございます。こちらにつきましては、保険税の軽減相当額を一般会計から特別会計に繰り出しておりますけれども、保険税の軽減分が確定したことによりまして、それぞれの特別会計へ繰り出すものでございます。以上です。

○健康づくり課長 それでは、35、36ページをお願いいたします。4款衛生費1項1目保健衛生総務費の説明欄、2つ目の白丸、天使のゆりかご支援事業1,501万円の増額でございますけれども、国の26年度補正予算、地域住民生活等緊急支援事業交付金を前倒しして、それに対応しようとする補正でございます、この歳入につきましては後ほど財政課長のほうから説明申し上げます。この金額については全額を27年度に繰り越すということを想定をしております。それから、3目保健対策費の2つ目の白丸、健康増進事業715万円余の減額ですけれども、本年度事業の決算見込みにより減額補正をするものでございます。

○環境推進担当課長 それでは、37、38ページをごらんいただきたいと思います。1項6目の環境保全費をお願いします。白丸の公害防止対策事業の河川・湖沼水質検査委託料の76万1,000円の減でございますが、これにつきましては、入札差金ということで補正をお願いするものでございます。

次、その下の白丸、地球環境保全事業の590万円につきましては、地域再生計画にかかわるものでございまして、27年度予算から前倒しをして、26年度の補正予算に計上するものでございます。次のポツ、再生可能エネルギー設備導入普及事業補助金300万円につきましては、ペレットストーブ・ボイラーの設備導入に係る補助金の見直しにより、ペレットストーブにおいては、これまでの10万円から20万円に、ペレットボイラーにつきましては、これまでの10万円から50万円に増額をするものでございます。これによってさらなる普及を促進するものでございます。また、次のペレット燃料普及促進事業補助金290万円につきましては、新たにペレット燃料の補助をするものでございまして、ペレットストーブ用の燃料につきましては、10キロ当たり150円以内、年1万8,000円を限度に、それからペレットボイラー用燃料につきましては、100キロ当たり1,100円以内で、年100万円を限度に補助を行うものでございます。ペレット燃料を利用する方へにですね、ランニングコスト面からもその支援を行うことで、さらなる普及しやすい環境をつくっていくというところでございます。ペレットの需要が高まってですね、地元でペレット生産がされて、それから流通と消費が地元で継続的に行うことができれば、低価格で安定な燃料を利用者の皆さんに提供することができるようになりますので、そんなことを踏まえ補助をするものでございます。なお、この補助金につきましては、ペレットストーブ等機器が加速的に普及させるのに期待できる燃料価格である促進価格、それから実際に購入している流通価格との差を補助するものでございます。この補助につきましては、その2分の1が国庫補助金として地域再生戦略交付金として交付をされます。

続きまして白丸、高ボッチ高原・よみがえれ大作戦の高ボッチ高原整備工事につきまして、122万6,000円の減ということで、入札差金を補正をお願いするものでございます。

次に7目の斎場施設維持整備費135万円の減でございますけれども、斎場設備改修工事に係る入札差金を減額するものでございます。

次に3項上水道費1目上水道施設費につきまして、白丸、簡易水道事業特別会計繰出金186万7,000円につきましては、水道事業会計の精算による増額でございます。以上でございます。

○消防防災課長 それでは、49、50ページをお願いいたします。9款消防費1目常備消防費、50ページの説明欄一番上の白丸、広域消防負担金、最初の黒ポツ、松本広域連合負担金946万4,000円につきましては、広域消防発足前に塩尻市で採用した広域消防局職員のうち1名が、本年3月31日付で早期退職をするため、退職手当特別負担金として計上するものであります。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）につきましては、長野自動車国道における救急業務について、中日高速道路本株式会社からの支弁金の額が確定したことに伴い、広域連合に支払う負担金について544万9,000円を減額するものであります。

白丸1つ飛びまして、消防団諸経費のうち消防団員退職報償金につきましては、退職者の確定により1,002万8,000円を減額するものであります。

その下の白丸、消防施設整備費、耐震性防火貯水槽設置工事690万円につきましては、国の補正予算による財源措置に対応しまして、設置の計画を前倒しして耐震性防火貯水槽1基を洗馬芦の田に設置するものであります。以上でございます。

○財政課長 それでは、ページ飛んでいただきまして53、54ページをお願いいたします。12款公債費でございます。54ページの元金、それから次のページでございますが利子、償還金でございますけれども、この2

つにつきましては、確定見込みにより減額をするものでございます。54ページの元金償還金につきましては、25年度債の確定と当初予算につきましては、年2回の償還を計上しておりましたけれども、償還額の確定、それから償還日の確定によりまして年1回の償還となった、このことにより減額となったものが主な理由でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、13、14ページをお願いいたします。主なところだけ説明をさせていただきます。13、14ページのまず1款市税でございますが、現年度課税分、法人市民税といたしまして、4億6,000万円余を充当させていただきました。

また、その下の10款、地方交付税につきましては、普通交付税の確定に伴いまして、2億円余の減額をここでお願いをするものでございます。

次のページをお願いいたします。15、16ページ、国庫支出金、16ページの一番上の説明欄でございますが、がんばる地域交付金につきましては、25年度の国の補正予算に伴いまして、25年度に前倒しをした事業、例えば学校非構造部材耐震化事業、約6億3,000万円を前倒しをいたしましたけれども、この地方負担分に対して交付されるものでございます。10.2%の交付率ということで3,600万円を今回計上させていただきました。

それから説明欄1つ飛びまして、保育緊急確保事業費補助金1,500万円余の計上につきましては、先ほど新年度当初でも説明をさせていただきました。子ども・子育て支援制度への移行に伴いまして、地域の子ども・子育て支援事業を支援するための3分の1の補助金でございます。子育て支援センター事業等に充当することとしております。

それから16ページ、これから以下につきましては、国の補正に伴いまして前倒した事業に対して交付される交付金が計上してございます。多岐にわたりまして、この見積書ですと内容がわかりづらいために、本日予算概要の資料を使って説明をさせていただきます。お配りした資料、補正予算への対応事業一覧ということでございます。一番左側の欄に議案のページということで、歳入見積書のページと説明がございまして、あわせてごらんいただきたいと思っております。まず1ページの地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型でございますけれども地方版の総合戦略、本市においてはこの3月までに策定をすることとしておりますが、これに位置づけをいたします施策の実施に対し国が支援するものでございます。限度額が5,467万円ということで、具体的には国の総合戦略をもとに、本市の総合戦略で定めております雇用の創出、地方への新しい人の流れ、結婚、出産、子育て、こういった分野から5,400万円に見合う4事業を27年度の当初予算から抽出をいたしまして前倒しをしたものでございます。資料4事業でございますけれども、2番目の労働費雇用対策事業、子育て世帯就労支援委託料、これは新規事業でございます振興公社に委託をしております。小学校6年生までの母親の就労支援を行うということで、ICTのスキル習得ですとか、キャリアデザインの講座の開催を予定をしているところでございます。以下4事業ということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから1ページの下段であります。地域再生戦略交付金につきましては、そこにございますようにFパワーを中心といたしました私どもの取り組みが、地方創生のモデル事業として地域再生計画の認定を受けております。この交付金につきましては、国の補助制度のない事業のすき間を補完する交付金ということで、補助率が2分の1、あるいは3分の1ということでございます。3事業計上させていただいておりますが、木質バイオマス

の創出、それから需要環境の整備、あるいは都市と農村をつなぐ交通インフラ、また中心市街地の形成事業、こういったものが認可をされておりまして、これに対応する3事業を前倒しをしたものでございます。

表の2段目、土木費の輸送対策事業、地域振興バスの購入費は、28年度の実施計画から前倒しをさせていたいただきました。その下のまちなか環境整備の空間デザイン負担金につきましては、将来の中心市街地の商店街の姿、イメージづくりのガイドラインを作成をしていこうというものでございます。

資料をめくっていただきまして2ページでございますけれども、その他交付金につきましては、これまでの2つ以外の交付金以外で、各省庁による前倒し事業に対応したものでございます。この中に洗馬小学校から北小野保育園までペレットストーブの設置費用がございます。これにつきましては、先ほどの地域再生戦略交付金の対象ともなりますけれども、先ほど申し上げましたように補助制度のないすき間補助でございますために、今回は補助制度で前倒しをいたしました森林整備加速化補助金、これを前倒しをしてこちらのほうに計上したものでございます。それからこのページの一番下、ふれあいプラザの運営事業の結婚・出産応援講座委託料につきましては、男女共同参画課の新規事業でございます、こちらは結婚・出産前の女性を対象といたしましたライフプラン、あるいはファイナンシャルプランについての対象講座を実施することとしております。以上が交付金の説明でございました。

恐れ入ります、戻っていただきまして16ページをお願いいたします。6目土木費国庫補助金以降、社会資本整備総合交付金（道路）、それからその下のほうにありますが社会資本整備総合交付金（塩尻地区）、この補助金が大きな減額でございます。ともに事業費の確定に伴う減額でございますけれども、国の事業費の内示率の減によるものが大きな要因でございまして、（道路）につきましては、幹線道路整備にかかわるものでございますが、内示率が64%、それから（塩尻地区）につきましては、都市計画街路事業を対象とするものでございますが、内示率が51%という内示率になったために減額を行わさせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。こちら先ほど交付金の説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

19、20ページをお願いいたします。16款財産収入1目財産貸付収入につきましては、説明欄20ページ、旧柿沢苗圃貸付料につきましては、82万7,000円の増額から82万6,000円の減額の訂正をさせていただきました。このページの一番下、市有地売払収入につきましては、全協でも説明申し上げましたとおりに、サン・ビジョンのワイナリー建設用地として2,900平米余を売り渡しをいたしまして、収入額670万円余を計上したものでございます。したがって、旧柿沢苗圃の貸付料はその分減額となるわけでございますが、減額後の額を計上してしまったということでございまして、この場をお借りし、改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

それから、その下の利子及び配当金につきましては、各基金利子の確定見込みにより補正をするものでございます。

次のページ、21、22ページをお願いいたします。17款寄付金につきましては、現段階で確定になっているものについて、補正をさせていただくものでございます。

18款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金でございます。市税の収入見込みを踏まえまして、今回繰り入れ戻しをするものでございますけれども、先ほどの財産貸付収入との絡みによりまして165万3,000円増の繰入金に訂正をさせていただいたものでございます。

あと21款市債の補正につきましては、先ほどの国庫補助金の説明、それから各起債対象事業の事業費の確定によるものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

最後でございますが、5、6ページへお願いいたします。第2表繰越明許費につきましては、国の補正予算に対応いたしまして前倒しをした事業が1億5,000万円余、それから事業の進捗状況に伴いまして27年度へ繰り越すものが3億4,000万円余ということで、合計4億9,000万円余を繰り越すものでございます。

恐れ入ります7、8ページ、第3表地方債補正につきましては、先ほどの事業費の確定に伴い、それぞれの起債の限度額を変更するものでございますし、次の9ページにつきましては、国の補正により前倒し分を追加をするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、ここでお昼休憩にいたします。1時5分からお願いします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時05分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案の第33号の質問を委員の皆さんから受けたいと思っております。ありましたらお願いします。

○柴田博委員 26ページの一番下のデジタル移動系防災行政無線の関係ですが、補正額の前と後を比べると補正額が2億8,000万円余で、補正後は1億7,700万円ということで、補正額よりも補正後の額のほうが小さいというそういう状況になってるんですが、この中身をもうちょっと具体的に説明してください。

○消防防災課長 さきの議会で契約の折に議案で提出いたしました契約額がですね、全体で2億9,220万4,800円でございます。年度ごとの予算になってございますので、その中で当初4億3,000万円を本年度の予算で計上したところでございますけど、その2カ年で事業を行います一応本年度分につきましては、1億4,906万円余が本年度分の予算、新年度のほうが1億4,314万円余ということでございます。ですので、当初予算4億3,000万円盛ってございましたけれども、本年度分の事業に係る部分1億4,900万円余を引いた残りの分ですね、それが契約の確定に伴いまして不用になって減額する分でございます。2億8,093万9,000円を減ずるというものでございます。

○柴田博委員 総務費の同じところでも聞きましたけれども今年度の当初予算の中身は、27年度の予算に入ってる1億4,000万円の方も26年度の分に入ってたかと、そういうことですか。そうじゃない。

○消防防災課長 いや、一応単年と言いますかね、その年度ごとの予算の計上の仕方をしなければいけないので、あくまでも本年度の予算は本年度の予算で、当初見たというものでございます。

○柴田博委員 それで4億5,800万円余だったのが、2億8,000万円くらいになったという、安くできたということですか。

○消防防災課長 そうですね、入札の結果そのような額になったということでございます。

○柴田博委員 そうすると、その安くなった部分というのは、どんな部分が安くなったのか、もしわかれば教えてください。

○消防防災課長 全体の実施、一応予算組みますときに、実施設計と言いますか設計とりまして予算計上してい

くわけですが、契約の折の議案のときにも説明をさせていただきましたけど、その業者が受けるに当たりましてですね、業者側の積算と言いますか、そういった中で当初、私どもの積算したものは積算の額として、それで落した業者のほうはですね、たまたまほかでもこういった事業が進んでいるという中で、パッケージではないですけど、そういった部分の中で融通できる部分があるということで、企業努力ではないですけどそういった形で経費を積算してきたところ、業者のほうは安く入札をしてきたということでございます。

○柴田博委員 ま、いいや。はい、いいです。

○委員長 ほかに。

○副委員長 34ページをお願いします。民間保育所支援事業の負担金があるわけですが、1,900万円余減になっておるわけですが、民間企業にとってはこれだけのお金っていうのは、ものすごいあれだと思うんですが、どんな理由で減になったかそこら辺をお願いします。

○柴田博委員 違うんじゃない。範囲が違うんじゃない。

○副委員長 いけない、済みません。それじゃ、違う質問をさせてもらいます。申しわけありません。

国交省の関係の国の内示が大分減っているということで、64%とかいろいろあったわけですが、それぞれ国には事情はあると思いますが、去年がとれなかったのについては、ことし何だかの形でその分を予算に計上してあるのかどうか、要は達成率っていうのは当然考えていくわけですので、幹線道路の整備率や何かはですね。そこら辺はどうでしょうか。

○財政課長 社会資本整備総合交付金の道路、あるいはまた塩尻地区、内示率が低かったわけでありましてけれども、両事業ともこの事業間の中での流用、路線と路線との流用というものもできますので、優先すべき事業、例えば26年度で完了すべき事業については、そこに集中的にこの交付金を充当して、残りのものについては27年度以降に先送りをする、こういったケースもございます。したがって、27年度の当初予算につきましては、先送りをされた事業経費を計上させていただいているという状況でございます。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 38ページの地球環境保全事業についてお聞きます。こちらの地域再生戦略交付金のほうを見ますと、ペレットストーブが50件、ペレットボイラーが2件ということで予算の計上されていまして、先ほど予算額も説明いただきましたが、この事業の対象としているのは、民間、個人に限るのか、企業も含まれているのか、その点どのようになっているかお聞きます。

○環境推進担当課長 対象になりますのは、一般個人、それから事業所も対象になります。ただ大きなペレットストーブ等につきましては、金額的に何千万円とか大きい金額になりますので、これはほかの国等の補助を使うと思いますので、今回はこれにつきましては、小規模の事業所が対象になると思います。以上です。

○山口恵子委員 そうしますと塩尻市はペレットの生産とあと利活用も含めて、循環型社会を目指すということですので、企業への拡大というか、その辺も国の対象事業だけで十分なのか、また市としてももっと拡大をする方向に持っていくのか、その辺の考え方はどうでしょう。

○環境推進担当課長 ペレットの需要を拡大するという事は、市の全体の目標でもございますけれども、生活環境の部門では、小規模の一般市民とか事業所を対象にしております、それから一般の事業者等につきましては、また商工のほうからも勧めていただいて需要拡大をしていければ、またそちらの商工の補助等もあるかと思

いますけれども、そういうところも十分活用いただきたいと思いますし、それから環境基本計画の中で地球温暖化計画も設置をさせていただきましたので、その絡みの補助金もあります。ですので、そちらの支援も使ってもらえればと思います。以上です。

○委員長 ちょっと関連ですね、この事業いいと思うんですが、ペレット燃料への補助っていうのは、どういう形で補助していくのか、買った伝票が何かに対してやるのか、どういう形で補助金を出していくのかっていうのは、ちょっとわかたら。わかたらっていうか、わかってやると思うんですけど、説明をお願いします。

○環境推進担当課長 補助の仕方ですけども、個人の方、それから事業者はまた金額が大きいわけですので、個人の小さいものについては、1年間のシーズンのものもありますけれども1年間使ったペレットの領収証、それから単価、それでどこで買ったかっていうものを、わかるようなものを添付していただいて、随時申請書で出させていただくということで、市の補助金要綱、規則の中では10万円以下のものについては、実績報告も省略をされることがありますので、申請をしていただくということだと思います。それから事業所のペレットボイラーにつきましては、金額が大きくなりますので最初に申請をいただいて、それから四半期くらいで支払っていけばどうかなっていうふうに考えています。以上です。

○委員長 今までもう既に購入してある人も当然、この燃料の部分の補助っていうのは引き続きあるということではないですか。それと、これいつから実施するということでしょうか。

○環境推進担当課長 4月1日からになります。

○委員長 以前に買ってあるストーブも当然いいってことですね、燃料の分は。

○環境推進担当課長 対象になるのはペレットを使う方ですので、これまでに市の補助を使ったり、独自で入れた方もありますけれども、そういう方も該当になります。それで、ペレットの燃料の対象になるのは、この4月1日から以降のものについて対象になります。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 国の補正予算の関係の事業の中で、地域振興バスを購入するというのがありましたが、これはどんなバスを買うのかということと、バスをふやすのか、それとも今まで使っていたやつを1台買う台数分だけやめるのか、その辺をもうちょっと説明いただきたいと思います。

○財政課長 これは、檜川地区の地域振興バスのマイクロバス、28人乗りですか、でございます。今まで使ってたものが老朽化してまいっておりますので、28年度に購入予定ということで実施計画に計上していたものでございます。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○中原輝明委員 26ページの基金の積立の関係だけでも、この利率ってのは、これだけ項目があるんだけども一律。

○財政課長 利率のつきましては、元金の金額によって利率は違っております。

○中原輝明委員 違ってはいるはいいが、その利率はわかる。高いのはどのくらいすんの。幾らに対して。

○財政課長 利率の表がございましたので、後ほど提出させていただきたいと思います。

○中原輝明委員 表があるんでって、表でみんなやるわけか。例えば、この中で1億円以上っていうのは何件ば

かあるの。

○委員長 それ、一覧で出ます。

○中原輝明委員 一覧表で出してもらいたいな。

○委員長 いいかね。それじゃ、後ほど一覧表でよろしいですか。

○財政課長 はい。

○委員長 じゃあ、一覧で出してください。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、なければ質疑は終了いたしまして、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第33号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第33号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、歳入全般と歳出は当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

請願3月第1号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願

○委員長 次に午前中最初にも御報告いたしましたように請願が出ておりまして、説明者がおいででございますので、説明者の方前出へお願いします。

それでは、請願3月第1号集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願について、審査を行います。最初に説明を求めます。説明者お願いします。

○請願説明員 御指名いただきましたので説明させていただきます。贅川在住の小澤と言います。集団的自衛権の閣議決定が7月1日に行われましたが、それに先立ちまして6月に市民のグループによって意見書を上げていただきたいという請願を出させていただきました。その際に私どもの意向については申し上げましたけれども、今回、この件を再度請願をお願いするに当たりまして、本市議会に各関係機関に対して意見書の提出をお願いする、その趣旨についてはお手元にある資料のとおりです。3つ理由を挙げてあります。安全保障法整備を行わないことを求めるのが、本請願の趣旨であります。日本から遠く離れた国家間の紛争に関与するという事は、9条に反するばかりか、我が国が長年にわたって培ってきた国際的な信用を失ってしまい、海外で活動する、あるいは生活する日本人、日本本土が大変危険にさらされるという可能性が大きくなってしまいます。一旦戦争が、あるいは紛争に巻き込まれることになれば、前線、後方などの境はなくなってしまうことは明らかであります。また実際に集団的自衛権が行使される際には、各自治体の動員も、あるいは公共機関の提供なども強要されるということが法の中には盛り込まれているようです。

私ごとになりますけれども、私の父は88歳になって、終戦の年、旧制松本中学の5年生でありました。愛知県守山市の学徒動員に出かけて行って空襲に遭い、命からがら逃げ、背のうはそのときの火の粉でぼろぼろにな

っていたというふうに聞いております。私の母方の祖父は、当時檜川村の議員をしておりましたけれども、満蒙開拓団に一家総出で出かけ、そしてそのうちの3人が残留婦人で残って、戦後数十年たってから帰国するという、そういう体験もしております。

私どもが聞いた80歳以上の高齢の方々からは、一応に戦争を避ける道をぜひ選んでほしい、ぜひ戦争する国だけはしないでほしいという切実な要望が訴えられております。ぜひ、本市議会においても御理解をいただきまして、お取り上げいただくよう重ねてお願い申し上げます。以上です。

○委員長 ただいま説明がございましたが、文章は前段に配付してございますので読み上げませんけれども、質問がありましたらお願いいたします。

ないようですので、それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

それでは、討論を行います。ありませんか。

○柴田博委員 私は、この請願については採択して、意見書を上げるべきだというふうに思います。その理由は、請願要旨の中にも書いてありますが、今法整備が進められつつあるわけですけども、いろいろと新聞報道等されていますが、そこに書かれているもの以外にもですね、幾つも危険な方向というのが出てきているというふうに思います。1つは、新三要件なるものが出されていて、だから平気だっというような議論もありますけれども、日本が実際に攻撃されていなくても密接な関係にあるほかの国が攻撃されていけば、なおかつそれが日本にも危険が及ぶというような場合には、実力を行使できるというようなことが言われているわけですけども、それが参議院の審議の中で法制局長官が言ってましたけれども、そういうような事態があるかどうかをきちっと検証をして法整備をしてるんじゃないかと、そういうことがあるという前提のもとに、じゃあどういふふうに法を整備すればいいかというようなことを審議してるというようなことを言われていまして、実際にそういうことがあるかどうかは別問題だというような、そういうことを言っているわけでありまして、それ以外にも例えば、今自衛隊というのは自国防衛が主な任務ですけども、閣議決定で今度は他国の防衛も主たる任務として位置づけるというようなことが言われていたり、それから、今の自衛隊では自国防衛ですから、戦略爆撃機とか、それから大陸弾道弾ミサイルとか、空母ですとか、そういうものは持ちこたないというふうになっているわけですけども、それが今度は防衛施設設備庁という専門の庁をつくって、その中でそういうものも考えていくと。なおかつ、文官統制という今までの規定を改め、廃止することによって、首相が一番の最高の責任者ですけども、首相やその下の防衛省と自衛隊の中の今の制服組と言われる人たちが直結していく。迅速な判断をして開戦の判断もしていくというようなことで、幾つも本当に危険な状況が報道されています。そういうのを見る範囲においてやはりこれから日本が今まで戦争しないということで、1人も犠牲者を出していないし、1人も殺していなかったという、そういう現実がある中で、戦争する国ってというのがどンドンとつくられようとしているって危険を感じますので、この請願については、ほかの市町村でもね、長野県内でいけば半分以上の市町村がなんだかの形で意見書を出していますので、塩尻市議会としても意見書を出すべきだというふうに思います。以上。

○委員長 ほかにございますか。

○中原輝明委員 他市に出ているようだけど、他市の状況はどうか、市町村。

○議会事務局庶務係長 事務局のほうで、市の段階ですけども、こちらのほうに出された請願、陳情の関係につきまして、調査をさせていただいております。ほとんどが不採択、これから審査予定というところもあります

けれども、8市が不採択というような形になっております。採択したのは中野市のみという形になっております。また諏訪市におきましては、議員に配付したのみということで議決はとれておりませんので、お願いいたします。

○**委員長** ほかに意見はありませんか。なければ反対意見ないっていうと賛成。

○**副委員長** 私はですね、前回と同じように意見を言わせていただきたいと思います。確かに今、柴田委員おっしゃられたようにそういう目線もあると思いますが、ただやはり憲法9条があつて、日本が守られたということはあることはあると思うんですが、ただですね、そういう時代もよかった、時代にも乗ってたんじゃないかと、私はそんなふうにも考えるわけです。特に今回ですね、前回もお話しさせていただいていたんですが、日本の自国の領土だつて言われている尖閣列島への中国からの漁民が上陸したり、こういう問題についても確かに漁民とは言ってもですね、中国の息のかかった衆だとか、そのほかにベトナムだとかフィリピンにおける南西諸島の中国の行為やなんかを考えるとですね、非常にやっぱり不安があるわけです。そんな中で、やはり中国が尖閣にあれば、それ以上に行われぬというのは、やはり日本の後ろには米国もついておるとか、そういうことですので、私はやっぱりお互いにそういう関係を持ちながらですね、牽制し合いながらやっぱり国の平和を維持していくというようなことが大事だと、こんなふうに思いますので、私は、この請願には前回と同じに反対をさせていただきます。こんなふうに思います。

○**委員長** ほかにございますか。

○**山口恵子委員** 私も前回も多分申したと思いますけれども、やはり日本のずっと守られてきた憲法9条のもとで、自衛の措置の限界を示したのが閣議決定の内容であり、それをきちんと守っていくための法整備を、今、国においてやっているというふうに理解しております。それともう1つ、グレーゾーン地帯とかPKOのこと、ここに書かれておりますけれども、グレーゾーン地帯に関しては、やはりこれは警察権にかかわる問題で直接自衛権というふうにかかわる問題ではないというふうに理解しております。そしてまた、PKOの活動につきましても、これは武力行使を目的とした多国籍軍とは全く違うものであり、停戦合意ができた後に紛争統治国の同意のもとで行われるのがPKO活動でありますので、これも直ちに自衛権の問題とは直接かかわるものではないというふうに理解しておりますので、今回のことについては反対です。

○**委員長** ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 反対意見がありますので、請願3月第1号については、裁決を挙手により行いたいと思います。請願3月第1号について、認めることに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いします。

〔「挙手少数」〕

○**委員長** 挙手少数であります。よって、請願3月第1号は否決すべきものと決しました。御苦労さまでした。次ぎに進みます。

議案第41号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中 歳入全般、歳出2款総務費、第2条繰越明許費

○**委員長** 少し飛びますが、議案第41号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中、歳入全般、歳出2款総務費、第2条繰越明許費を議題といたします。説明を求めます。

○企画課長 それでは、歳出をお願いいたしたいと思いますが、10、11ページをお願いいたします。恐れ入ります別冊議案第41号の10、11ページをお願いいたします。2款総務費の8目地域づくり振興費、コミュニティ活動支援事業で79万9,000円でございます。これにつきましては、床尾区の大堤公園で発生をいたしました園児の水難事故を受けまして、恒久的対応として床尾区から補助金の要望がございましたので、外周フェンス、高さが1.8メートルでございます。延長60メートル、このフェンスの設置に係る工事費の3分の2を補助金として計上するものでございます。経過といたしましては、その事故を受けまして、床尾区の中で応急処置といたしましてくいを打ちましてトラロープを張り、看板もですね、設置をいたしまして緊急の対応をしたというところでございます。しかしながら区においてですね、協議をいたしまして、死亡事故ということも受けまして、恒久対策をここで緊急に対応をしたいということで補助金要望があったものでございまして、今回追加補正をお願いしたいというものでございます。以上でございます。

○財政課長 続きまして、8、9ページをお願いいたします。今回の緊急対策にかかわる財源といたしまして、歳入といたしましては法人市民税389万5,000円を充当させていただいたものでございます。ページさかのぼっていただきまして、4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますけれども、ただいま説明ございましたようにコミュニティ活動支援事業ほか2事業につきまして、27年度への繰り越しをお願いをするものでございます。なお、コミュニティ活動支援事業のほかに今回土地改良事業といたしまして、市内55カ所のため池に立入禁止等の看板を設置するための資材費、これを129万6,000円補正をさせていただきますし、都市計画費の公園等管理諸経費といたしまして、小坂田公園の調整池の外側でございますけれども、長さ120メートル、高さ1.2メートルにわたってのネットフェンスを設置するための工事費を同じく補正をさせていただきます。緊急対応といたしましては、特に市内の公共施設のうち不特定多数、特に子供たちが利用され、特に危険が認められると思われる公共施設を集中して点検をさせていただきました。ため池は55カ所のうち35カ所の点検を実施をしております。あと20カ所につきましては、雪等があつてなかなか確認ができないというようなことでございまして、雪解けを待つて鋭意安全点検の確認作業をしているところでございます。その他、大堤公園を入れまして8カ所の緊急点検をさせていただきました。この中にはただいまの小坂田公園等のほかに、農村公園の柵、あるいは階段の補修、それから東山霊園等の調整池、それからクリーンセンターの調整池、こういったところも点検をさせていただきました。また、施設につきましては、障害者福祉センター、あるいは保健福祉センター、こういったところの階段等の点検もさせていただきました。特に危険が認められ、早急な対応が必要だと思える箇所につきまして今回補正でお願いをし、残る箇所につきましては、27年度の予算、あるいは27年度の補正予算の中で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 委員の皆さん、質問ありましたらお願いします。

○副委員長 結果論で言うもので、申しわけない部分があると思いますが、たしか昭和五十何年ころにやっぱり同じようなケースで小学校の子供がため池に落ちてですね、それで亡くなって、あのときはフェンスをずっと市内のため池、できるだけということで点検をして張ったと思うんですが、今回大堤がですね、どうしてそこから辺に問題があったか、どんなふうに検証をされておりますでしょうか。

○財政課長 大堤公園にいたしましては3,300平米あるんですけども、19年に公園用地として市が寄附

を受けた経過がございます。ただそのときに市といたしましては、管理するっていうことは難しい、責任をもって地元のほうで維持管理、危険につきましても、安全点検についても、地元で責任をもってやっていただきたいということで、契約書、覚書きをさせていただいた経過もございます。親水公園という形で区民の憩いの広場ということでございましたので、簡易な柵、それから場所によっては階段で池におりていけるような、そういった施設の整備も地元区が主体となって実施をしたということでございます。したがって、ため池等とは違っていて、区民の憩いの場ということでございましたので、今回のような事故を想定した安全対策、看板はありましたけれども、十分な安全対策がとられていなかったのではないかと、こんなふうに思っております。

○副委員長 そうなりますと、今度は点検を全部するということですが、これでもしかして、なおかつ点検しましたらやっぱりフェンスがないとか、いろいろの問題点が出てくると思うんですが、それについては、できるだけ早くやるっていうことでいいんでしょうか。

○財政課長 特にため池、5カ所でありますけれども、ため池につきましては所有者が誰でも構わず、所有者いかににかかわらず管理は地元区、あるいは土地改良区ということになっております。したがって、そこにフェンス、点検の結果穴があいていたり、倒れていたり、修繕が必要なフェンスがありましたけれども、その費用については地元1割負担ということにもなりますので、これにつきましては、どんな安全対策を講じたらいいとか、今後地元、あるいは土地改良区のほうと協議をしていくこととしていただいております。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 今の関連で、池の話だけになってますけど、大きな堰なんかで、特に時期になって田植とか、そういう時期になるとたくさんの水が流れて危険だということで、区のほうからも上がっている部分あると思うんですが、その辺の対策なんかはどのように考えているのかをお願いします。

○財政課長 今回の安全点検につきましては、当面市の施設を中心に対応させていただきました。したがって、地元が管理をされております堰等につきましても、今後地元から安全対策の、改善の要望みたいなものは上がってくるかと思っておりますけれども、それにつきましても状況を見ながら、できる限りの対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、議案第41号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第41号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

○財政課長 先ほど中原委員さんから御質問ございました基金の利子につきまして、2月28日現在でございますが、一覧表を提出をさせていただきました。それぞれの基金、預入先、それから利率等そこに起債してあるとおりでございますので、御確認をよろしくお願いいたします。

○委員長 中原委員、よろしいですか。

○中原輝明委員 うん、いい。

○委員長 それでは、また後ほど見ておいていただきたいと思います。それでは、次に進みます。

議案第34号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 議案第34号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、別冊の議案第34号をごらんください。平成26年度の国保特別会計補正予算（第3号）になります。別冊の第1ページの1条でございますけれども、今回の補正予算は歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加して、予算の総額を76億1,694万1,000円とするものでございます。

この補正予算は歳入から説明をさせていただきます。7、8ページをごらんください。1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税ですけれども、こちらは保険税の軽減額が当初見込みよりふえたことによりまして、税については減額をするものでございます。それから保険税軽減額の増によりまして、一般会計のほうで説明しましたけれども、9款1項1目の一般会計繰入金が増額となっております。

また、そのページの一番下に5款1項1目の前期高齢者交付金ですけれども、これが交付額の確定によりまして増額をするものでございます。先ほど説明しました一般会計の繰入金と、この前期高齢者交付金の増額に伴いまして、3款の国庫支出金、それから次のページになりますけれども、6款の県支出金は総体としてそれぞれ減額となるものでございます。

7、8ページですけれども、4款1項1目の療養給付費等交付金については、交付額の確定に伴い補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。8款1項1目の利子及び配当金でございますけれども、こちらは基金の利子収入ということで増額でございます。

それでは、次に歳出の説明をいたします。11、12ページをお願いいたします。2款1項1目の一般被保険者療養給付費から次のページの2項3目の一般被保険者高額医療・高額介護合算療養費までにつきましては、財源内訳の変更ということで、歳出額の増減はございません。

4目の退職被保険者等高額医療・高額介護合算療養費につきましては、給付費の見込みがふえましたので、3万2,000円増額させていただくものでございます。

3款の後期高齢者支援金等から次のページの6款の介護納付金までにつきましては、それぞれ納める金額の確定に伴いまして、補正をさせていただくものでございます。

次に15、16ページの9款1項1目の財政調整積立金につきましては、歳入で補正をさせていただきました金額を基金に改めて積むというものでございます。特別会計補正予算の説明は以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質問を受けたいと思います。

○柴田博委員 最後に説明していただいた基金の関係ですが、年度末に向けて基金は大体どんな感じで残りそうなのか、もしわかったら教えてください。

○市民課長 26年度末ということでよろしいでしょうか。

○柴田博委員 はい。

○市民課長 当初予定で積みました1億円と起債でお願いしました1億4,000万円、合わせまして2億4,

000万円は基金として残る予定でございます。

○柴田博委員 残る。いいです。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第34号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第34号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第37号 平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第37号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。37号です。

○市民課長 それでは、議案第37号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。別冊の補正予算書の1ページ、第1条にございますように今回の補正額は、歳入歳出それぞれに669万7,000円を追加して、予算の総額を6億8,470万円とするものでございます。

これについても歳入から説明をさせていただきます。7、8ページをお願いいたします。3款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分につきまして一般会計からの繰り入れを669万7,000円増額するものでございます。

次に歳出、次の9、10ページになりますけれども、2款1項1目の広域連合納付金ですが、これは一般会計から繰り入れました保険料の軽減分を同額を後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。補正予算の説明は以上です。

○委員長 委員の皆さんから質問ありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第37号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第37号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

閉会中の継続審査申し出

○総務部長 審査ありがとうございました。継続審査のお願いでございます。当総務環境委員会の所管しております私ども市民環境事業部、協働企画部、総務部、それぞれ年度末、また4月以降は新年度早々ということもございますので、閉会中につきましても協議会等お願いする場合がありますかもしれませんので、何とぞよろしくお願い

いたします。以上です。

○委員長 継続審査の申し出がありましたので、議長にその旨を報告いたします。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告案文については委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして、大変御熱心に審査をいただきました。提案をいたしました全ての案件について、認めるべきものとして御審査をいただいた次第でございます。大変ありがとうございました。なお、審査の中でいただいた御意見につきましては、とりわけ新年度の予算の執行につきまして留意をさせていただきたいと存じます。どうも、大変ありがとうございました。

○委員長 以上で3月定例会総務環境委員会を閉会といたします。2日間、大変御苦労さまでございました。

午後1時55分 閉会

平成27年3月9日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印